

平成24年9月1日施行

九十九里町 暴力団排除条例の施行

みんなの意識をひとつに！社会全体での暴力団排除！

本条例は、町民の安全で平穏な生活を確保するとともに、事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団の排除に関する基本理念や基本的施策、暴力団の排除のための必要事項等を定めて、社会全体で暴力団の排除を推進するための条例です。

基本理念

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に対して資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

これらを基本理念として、町、町民、事業者等が相互に連携・協力し、暴力団排除を推進します。



九十九里町暴力団排除条例の主な内容

町の責務

町は、町民等の協力を得るとともに、警察など関係機関と連携を図りながら暴力団排除活動に関する施策を推進します。

町民等の責務

町民・事業者は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、町、または警察に情報提供するとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めます。

町の事務・事業からの排除

暴力団や暴力団と密接な関係のある者を公共工事等の入札に参加させないなど、町の事務・事業から排除します。

町民・事業者に対する支援

町民や事業者が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、情報の提供等の支援を行います。

児童・生徒に対する教育

小中学校において、児童・生徒が暴力団による被害を受けないように教育を行います。

威力利用・利益供与の禁止

町民は、債権回収、紛争解決等を目的に暴力団の威力を利用してはいけません。また、暴力団員に利益を供与してはいけません。